



# 公的個人認証サービスの 利便性向上に向けた取組

平成21年2月6日

総務省地域情報政策室

# 公的個人認証制度の概要

---

## <根拠法>

### 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 (公的個人認証法)

- 平成16年1月 施行 ※関係省庁と協議の上施行時期を決定
- 平成18年11月 一部改正(士業団体等を署名検証者に追加)

## <実施体制>

### ■ 運営主体

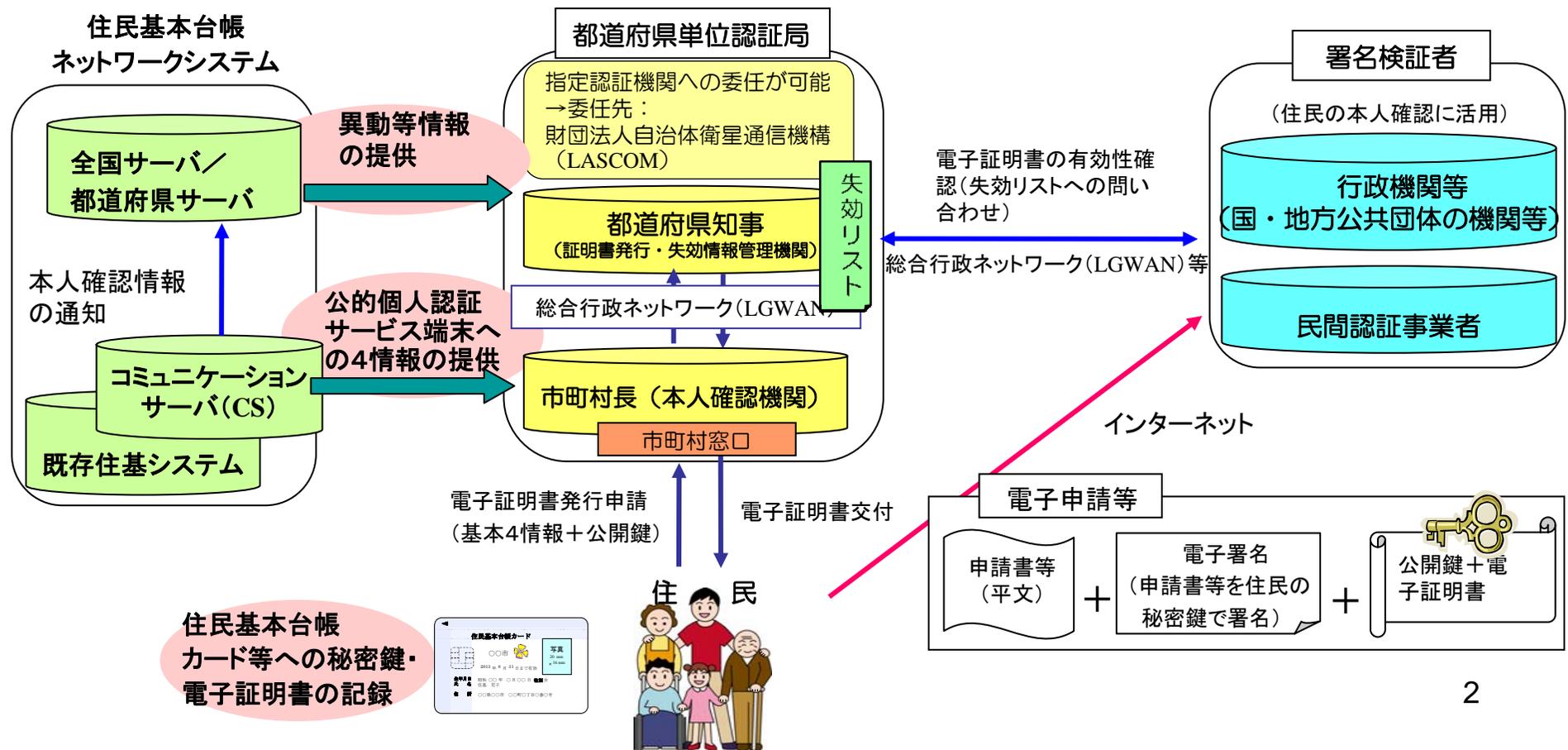
- 都道府県・・・電子証明書の発行事務・失効情報等提供事務
- 市町村・・・電子証明書を発行する際の本人確認事務
- (財)自治体衛星通信機構・・・都道府県知事が業務を委任

### ■ サービス利用主体

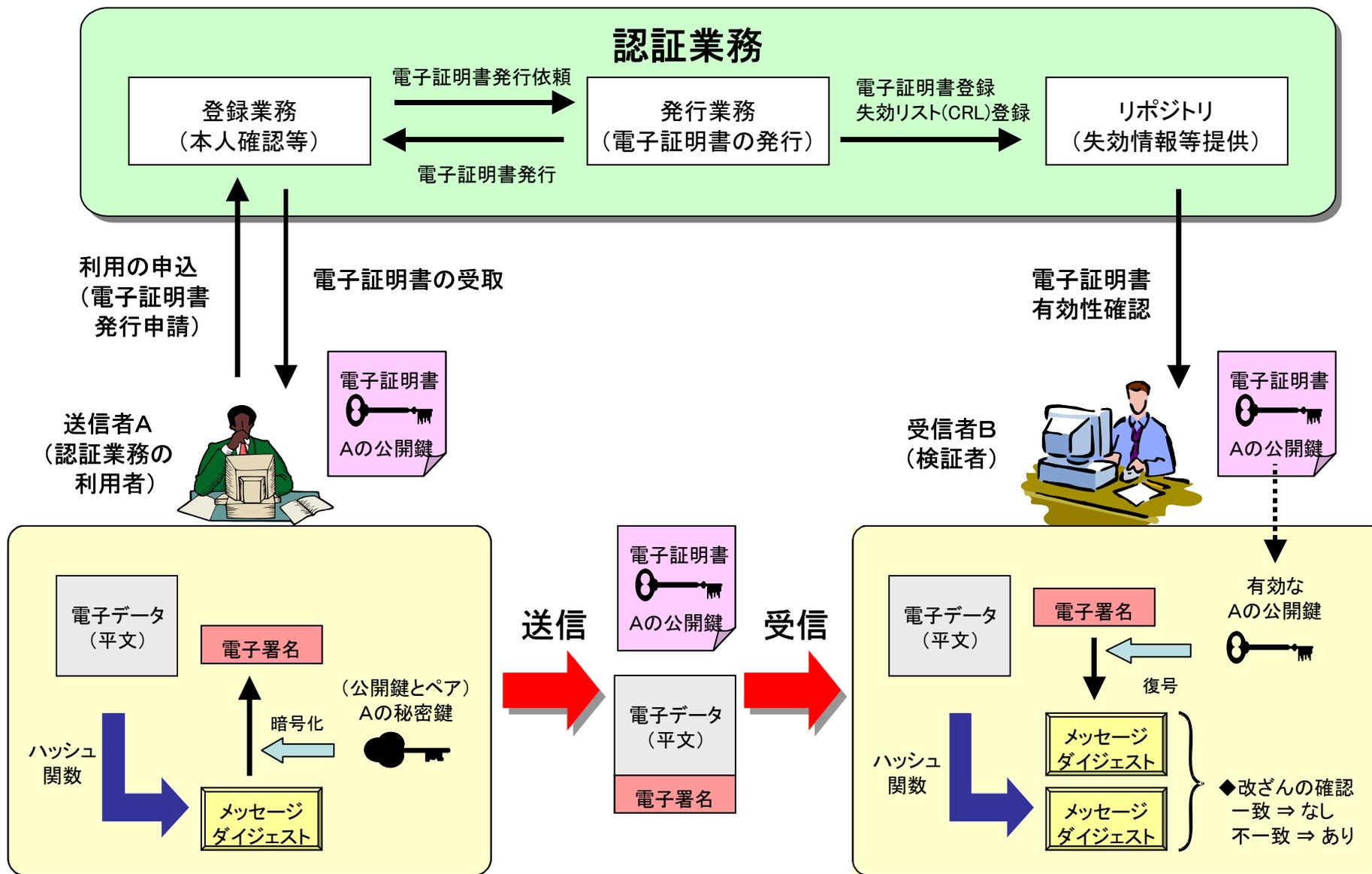
- 署名検証者(行政機関等。民間分野については特定認証業務を行う者であることが要件) <参考1>参照
- 住民

# 公的個人認証サービス

- オンラインでの行政手続等における本人確認のためのしくみ。
- 成りすまし、改ざん、送信否認などを防ぐため、高いセキュリティを確保。
- 電子証明書の発行件数：約85万件（2009年1月）



# 電子署名・認証業務の詳細



ハッシュ関数: 任意のデータ量の情報を一定のデータ量の情報に圧縮変換する一方向性の関数  
 メッセージダイジェスト: 電子データをハッシュ関数で変換して得た値